

No.	特例の名称	根拠法令	取得時期	特例割合	適用期間	対象資産	必要書類
1	公共の危害防止のために設置された施設または設備 (工場または事業場の汚水または廃液の処理施設) 【償却資産】	地方税法 附則第15条 第2項第1号	令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日	1/2	定めなし	水質汚濁防止法に規定する特定施設または指定地域特定施設を設置する工場または事業場の汚水または廃液を処理する施設・設備(沈殿・浮上装置、油分分離装置、污泥処理装置、ろ過装置等) 対象要件: ・水質汚濁防止法に基づいて設置したもの(暫定排水基準が適用されている事業者が取得する処理施設に限る)	・特定施設設置届出書または特定施設の構造等変更届出書の写しまたは当該届出に係る受理書の写し ・設置時期や金額が分かる書類等の写し
2	公共の危害防止のために設置された施設または設備 (下水道除害施設) 【償却資産】	地方税法 附則第15条 第2項第5号	令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日	4/5	定めなし	公共下水道施設の機能を妨げるおそれのある下水を排出している使用者が、下水道法施行令で定める基準に従って、下水の障害を除去するために設けた施設(ペーハー調整槽、加圧浮上分離装置等) 対象要件: ・下水道法に基づいて設置したもの(令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において、当該供用が開始された日前から事業を行う者が当該工場等に設置する除害施設に限る)	・除害施設設置(変更)届または除害施設工事完了届等の写し ・設置時期や金額が分かる書類等の写し
3	新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅 【家屋】	地方税法 附則第15条 の8第2項	平成27年4月1日 ～ 令和7年3月31日	2/3	5年度	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定されるサービス付き高齢者住宅である賃貸住宅 対象要件: ・取得時期の期間内に新築したものであること ・サービス付き高齢者向け住宅として知事の登録を受けていること ・上記の登録を受けた住宅の戸数が10戸以上であること ・貸家住宅であること ・建築基準法に基づく主要構造部が耐火構造または準耐火構造の建築物であること ・1戸当たりの床面積が30平方メートル以上180平方メートル以下であること ・住居部分の床面積が延床面積(区分所有の家屋は専有部分床面積)の2分の1以上であること ・国から建設費の補助を受けていること	・サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税減額申告書 ※市ホームページからダウンロード ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅の登録を受けた旨を証する書類の写し ・国から建設費の補助を受けていることを証する書類の写し ・(準)耐火構造または総務省令で定める建築物であることを証する書類の写し ・家屋に関する平面図等の写し
4	家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産 【家屋・償却資産】	地方税法 第349条の 3第27項	定めなし	1/2	定めなし	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する施設 対象要件: ・児童福祉法に基づく家庭的保育事業の認可を得ていること ・当該事業の用以外に供されていないこと	・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業に係る固定資産税減額申告書 ※市ホームページからダウンロード ・事業の認可を受けたことを証する書類の写し
5	居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産 【家屋・償却資産】	地方税法 第349条の 3第28項	定めなし	1/2	定めなし	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する施設 対象要件: ・児童福祉法に基づく居宅訪問型保育事業の認可を得ていること ・当該事業の用以外に供されていないこと	・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業に係る固定資産税減額申告書 ※市ホームページからダウンロード ・事業の認可を受けたことを証する書類の写し
6	事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)の用に供する家屋及び償却資産 【家屋・償却資産】	地方税法 第349条の 3第29項	定めなし	1/2	定めなし	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する施設 対象要件: ・児童福祉法に基づく事業所内保育事業の認可を得ていること ・当該事業の用以外に供されていないこと ※定員6名以上は非課税(有償貸付の場合は本課課税)	・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業に係る固定資産税減額申告書 ※市ホームページからダウンロード ・事業の認可を受けたことを証する書類の写し

No.	特例の名称	根拠法令	取得時期	特例割合	適用期間	対象資産	必要書類
7	再生可能エネルギー発電設備(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス発電設備) 【償却資産】	地方税法 附則第15条 第25項1号 イ	令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日	2/3	3年度	再生可能エネルギー特別措置法に規定する太陽光発電設備 対象要件: ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得した太陽光 発電設備であること ・固定価格買取制度の認定設備でないこと ・出力が1,000kw未満であること	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金 交付決定通知書の写し ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金 の交付申請書と実施計画書類等の写し
		地方税法 附則第15条 第25項2号 イ		3/4	3年度	再生可能エネルギー特別措置法に規定する太陽光発電設備 対象要件: ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得した自家消 費型太陽光発電設備であること ・固定価格買取制度の認定設備でないこと ・出力が1,000kw以上であること	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金 交付決定通知書の写し ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金 の交付申請書と実施計画書類等の写し
		地方税法 附則第15条 第25項1号 ロ		2/3	3年度	再生可能エネルギー特別措置法に規定する風力発電設備 対象要件: ・固定価格買取制度の認定設備であること ・出力が20kw以上であること	・「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定を 受けたことを証する書類の写し ・電気事業者と締結している「特定契約書」の写 し
		地方税法 附則第15条 第25項2号 ロ		3/4	3年度	再生可能エネルギー特別措置法に規定する風力発電設備 対象要件: ・固定価格買取制度の認定設備であること ・出力が20kw未満であること	・「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定を 受けたことを証する書類の写し ・電気事業者と締結している「特定契約書」の写 し
		地方税法 附則第15条 第25項3号 イ		1/2	3年度	再生可能エネルギー特別措置法に規定する水力発電設備 対象要件: ・固定価格買取制度の認定設備であること ・出力が5,000kw未満であること	・「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定を 受けたことを証する書類の写し ・電気事業者と締結している「特定契約書」の写 し
		地方税法 附則第15条 第25項2号 ハ		3/4	3年度	再生可能エネルギー特別措置法に規定する水力発電設備 対象要件: ・固定価格買取制度の認定設備であること ・出力が5,000kw以上であること	・「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定を 受けたことを証する書類の写し ・電気事業者と締結している「特定契約書」の写 し
		地方税法 附則第15条 第25項3号 ロ		1/2	3年度	再生可能エネルギー特別措置法に規定する地熱発電設備 対象要件: ・固定価格買取制度の認定設備であること ・出力が1,000kw以上であること	・「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定を 受けたことを証する書類の写し ・電気事業者と締結している「特定契約書」の写 し
		地方税法 附則第15条 第25項1号 ハ		2/3	3年度	再生可能エネルギー特別措置法に規定する地熱発電設備 対象要件: ・固定価格買取制度の認定設備であること ・出力が1,000kw未満であること	・「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定を 受けたことを証する書類の写し ・電気事業者と締結している「特定契約書」の写 し
		地方税法 附則第15条 第25項3号 ハ		1/2	3年度	再生可能エネルギー特別措置法に規定するバイオマス発電設備 対象要件: ・固定価格買取制度の認定設備であること ・出力が10,000kw未満であること	・「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定を 受けたことを証する書類の写し ・電気事業者と締結している「特定契約書」の写 し
地方税法 附則第15条 第25項1号 ニ	2/3	3年度	再生可能エネルギー特別措置法に規定するバイオマス発電設備 対象要件: ・固定価格買取制度の認定設備であること ・出力が10,000kw以上20,000kw未満であること	・「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定を 受けたことを証する書類の写し ・電気事業者と締結している「特定契約書」の写 し			

No.	特例の名称	根拠法令	取得時期	特例割合	適用期間	対象資産	必要書類
8	企業主導型保育事業(特定事業所内保育事業)の用に供する土地、家屋及び償却資産【土地・家屋・償却資産】	地方税法 附則第15条 第32項	平成29年4月1日 ～ 令和6年3月31日	1/2	5年度 ※運営費の 補助を受け ている期間 に限る	企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が、児童福祉法に規定する業務の用に供する児童福祉法の認可外施設 対象要件: ・国から子ども・子育て支援法に基づく運営費の補助を受けていること ・事業所内保育事業を目的とする施設であること ・児童福祉法に基づく家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の認可を受けていないこと ・認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園の認可を受けていないこと ・有料で借り受けたものでないこと	・企業主導型保育事業に係る固定資産税減額申告書 ・※市ホームページからダウンロード ・認可外保育施設設置届の受理に係る通知書の写し ・企業主導型保育事業として政府の補助金を受けたことを証する書類の写し
9	中小事業者等が取得した生産性向上に資する先端設備【家屋・償却資産】	地方税法 附則第64条	令和3年4月1日 ～ 令和5年3月31日	0	3年度	中小事業者等が認定先端設備等導入計画に基づいて取得した生産性向上に資する先端設備 対象要件: ・資本金が1億円以下の法人または常時雇用する従業員が1,000人以下の個人事業主等で、先端設備等導入計画について市の認定を受けた者が取得した資産であること ・※ただし、同一の大規模法人から1/2以上の出資を受ける法人、2以上の大規模法人から2/3以上の出資を受ける法人を除く ・中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき取得した事業用家屋、機械装置、工具器具備品、建物附属設備または構築物であること ・事業の用に供したことの無いものであること ・旧モデルと比較して生産効率等が年平均1%以上向上すること ・※事業用家屋を除く 資産ごとの要件(取得価額/販売開始時期): ・事業用家屋 120万円以上(取得価額の合計が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得したもの) ・機械装置 160万円以上/販売から10年以内 ・工具 30万円以上/販売から5年以内 ・器具備品 30万円以上/販売から6年以内 ・建物附属設備 60万円以上/販売から14年以内 ・構築物 120万円以上/販売から14年以内	・中小事業者等が取得した生産性向上に資する先端設備に係る固定資産税減額申告書 ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し ・工業会証明書の写し ・先端設備等に係る誓約書の写し ・※計画申請時に工業会証明書が提出できていなかった場合 ・先端設備の購入契約書の写し ・建築確認済証の写し ※事業用家屋の場合 ・建物の見取り図の写し ※事業用家屋の場合 ・リース契約書の写し ・※リース会社が申告する場合 ・公益社団法人リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」の写し ・※リース会社が申告する場合
10	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション【家屋】	地方税法 附則第15条 の9の3	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	1/3	1年度	「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンション 対象要件: ①長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施していること ②築後20年以上が経過している10戸以上のマンション ③大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること ④長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること(次のいずれかに該当) ・都道府県知事等の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、認定を受ける際に認定基準に適合させるために修繕積立金の額の引上げを行った場合 ・都道府県等からの助言・指導を受け、大規模修繕工事が可能な水準まで長期修繕計画を適切に見直し、修繕積立金の積立てや額の引上げを行った場合	・長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税減額申告書 ・マンション管理士等が発行した証明書等 ※大規模修繕工事後3月以内に提出